

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成27年9月16日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	2件

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500018 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1500039 号

第 1 結論

請求者のA団体における平成4年9月1日から平成5年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成4年9月の標準報酬月額については38万円、同年10月から平成5年9月までの標準報酬月額については36万円とする。

平成4年9月から平成5年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成4年9月から平成5年9月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成4年9月1日から平成5年10月1日まで

私は、平成4年9月1日に、B社 (現在は、C社) を退職してA団体へ移籍した。移籍に伴い、A団体において、厚生年金保険の被保険者資格取得時の標準報酬月額は32万円と決定されたが、最近になって事業主が訂正届を提出し、38万円とされている。しかし、厚生年金保険の記録は、保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第75条本文該当) となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額については、当初32万円と記録されていたが、事業主からの届出により、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成27年8月20日に32万円から38万円に訂正されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額 (38万円) ではなく、当初記録されていた標準報酬月額 (32万円) となっている。

しかしながら、請求者が所持するA団体の給料支給明細表により、請求者は、請求期間のうち、平成4年9月1日から同年10月1日までの期間については、請求者の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額 (41万円) 及び報酬月額に見合う標準報酬月額 (38万円) は、当該期間において当初のオンライン記録により確認できる標準報酬月額 (32万円) を超えることが認められ、また、同年10月1日から平成5年10月1日までの期間については、請求者の保険料控除額に見合う標準報酬月額 (36万円) 及び報酬月額に見合う標準報酬月額 (38万円) は、当該期間において当初のオンライン記録により確認できる標準報酬月額 (32万円) を超えることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記の給料支給明細表で確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成4年9月は38万円、同年10月から平成5年9月までは36万円とすることが必要である。

なお、請求者に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が請求期間に係る報酬月額の届出を誤ったとして厚生年金保険被保険者資格取得時報酬訂正届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、請求者に係る当該期間の保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500125号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1500022号

第1 結論

昭和54年*月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年*月

私の母は、私が20歳になった時に、A市役所から送られて来た書類で、私の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料は、家に入入りしていた郵便局か農協の職員に渡して納付したと言っているのに、請求期間の保険料納付記録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の母が請求者の国民年金の加入手続及び請求期間の国民年金保険料の納付を行っていたと主張しているが、請求者は国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、請求者の国民年金の加入手続等を行ったとする請求者の母は高齢等の理由により、当時の状況を聴取することができないことから、請求者の国民年金の加入手続等についての具体的な状況が不明である。

また、A市に対する調査、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムの調査の結果、請求者に対して基礎年金番号の払い出し以前に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上に、オンライン記録によると、請求期間については、国民年金の未加入期間となっていることが確認できることから、年金制度上、国民年金保険料の納付書は発行されず、保険料を納付することができない期間である。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500127号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1500023号

第1 結論

昭和44年*月から昭和48年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和44年*月から昭和48年3月まで

私は、請求期間当時は大学生だったので、両親が私の国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。その保険料の領収書を貼付していた国民年金手帳を所持していたものの、平成2年ないし平成3年頃に、勤務先に提出し、その後返却されていないが、調査の上、請求期間の保険料納付記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間について、両親が請求者の国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、オンライン記録によると、請求期間は国民年金の未加入期間であり、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムの調査の結果、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、制度上、請求期間の保険料を納付することができない。

また、請求期間について、請求者の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料が無い上、請求者は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、その加入手続及び保険料納付を行ったとする請求者の両親は既に死亡していることから、国民年金の加入手続等の状況が不明である。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。